

○真岡市特定非営利活動促進法施行規則

平成21年3月31日

規則第33号

改正 平成21年12月28日規則第63号

平成24年7月2日規則第31号

令和3年6月9日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請書等)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 法第10条第1項の規定により申請書に添付して市長に提出する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものの部数は、正副2部とする。

3 条例第2条第2項の規則で定める書面は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 役員が前号に該当しない者である場合 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

4 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されている場合には、翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付するものとする。

5 第3項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

(縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、市民協働推進室において、執務時間中にしなければならない。

(認証申請書の等の補正)

第3条の2 法第10条第4項の規定による補正は、様式第1号の2により行うものとする。

この場合において、当該補正が同条第1項の申請書に添付された同項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げる書類に係るものであるときは、市長に提出する当該書類の部数は、正副2部とする。

(設立の登記の届出書)

第4条 法第13条第2項の規定により市長に届け出る書類の部数は、正副2部とする。

2 前項の規定による届出書は、別記様式第2号によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定により市長に届け出る書類の部数は、正副2部とする。

2 前項の規定による届出は、別記様式第3号により行うものとする。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第5項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証申請書等)

第6条 条例第3条第1項の申請書は、別記様式第4号によるものとする。

2 法第25条第4項の規定により申請書に添付して市長に提出する書類のうち、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書の部数は、正副2部とする。

3 法第26条第2項の規定により申請書に添付して市長に提出する書類のうち、変更後の定款及び法第10条第1項第2号イに掲げる書類の部数は、正副2部とする。

4 第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第4項の補正について準用する。この場合において、第4条後段中「同条第1項の申請書に添付された同項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げる書類」とあるのは、「法第25条第4項の申請書に添付された変更後の定款又は当該定款の変更の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の事業計画書若しくは活動予算書」とする。

(定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定により市長に届け出る書類のうち変更後の定款の部数は、正副2部とする。

2 前項の規定による届出は、別記様式第5号により行うものとする。

(定款の変更に係る登記の完了を証する書面の提出)

第8条 法第25条第7項の規定により市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 前項の規定による書類の提出は、様式第6号によるものとする。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定により市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 前項の規定による書類の提出は、別記様式第7号により行うものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 条例第6条の規定による閲覧及び謄写は、市民協働推進室において、執務時間中にしなければならない。

2 条例第6条の規定により事業報告書等の閲覧をし、又は謄写しようとする者は、別記様式第8号による請求書を市長に提出しなければならない。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、別記様式第9号による申請書を市長に提出しなければならない。

(解散の届出)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第10号に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(清算中に就任した清算人の届出)

第13条 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第11号に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、別記様式第12号による申請書を市長に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第13号に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請書等)

第16条 条例第7条の申請書は、別記様式第14号によるものとする。

2 第2条第2項から第5項までの規定は、法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により申請書に添付して市長に提出する書類について、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の補正について、それぞれ準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第17条 法第35条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併の登記の届出書)

第18条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定により市長に届け出る書類の部数は正副2部とする。

2 前項の規定による書類の届出は別記様式第15号により行うものとする。

(身分証明書)

第19条 法第41条第3項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記様式第16号によるものとする。

(電磁的記録による保存の方法)

第20条 特定非営利活動法人は、条例第16条第1項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の保存を行う場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人は、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第21条 特定非営利活動法人は、条例第16条第2項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調整する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第22条 特定非営利活動法人は、条例第16条第3項の規定により、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第63号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第31号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（真岡市特定非営利活動促進法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の真岡市特定非営利活動促進法施行規則の規定によりなされている設立の認証に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第19号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙については、この規則の施行の際、現に残存するものに限り、当分の間、使用することができる。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は居所

申請者 氏名

電話番号

設 立 認 証 申 請 書

次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

ふ り が な 特定非営利活動法人の名称	
ふ り が な 代 表 者 の 氏 名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	

別記様式第1号の2(第3条の2関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は居所

申請者 氏名

電話番号

補 正 書

年 月 日に申請した[]について不備があったので、
特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において
準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

	補 正 前	補 正 後
補 正 の 内 容		
補 正 の 理 由		

備考

- 1 申請者が特定非営利活動法人である場合は、申請者の「住所又は居所」欄には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」欄には「特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 []内には、申請書の補正である場合はその申請書の名称を、申請書に添付された書類の補正である場合はその書類の名称等を記載すること。
- 3 「補正の内容」の欄には、補正しようとする申請書等について、変更前と変更後の違いを明らかにして記載すること。

別記様式第2号(第4条関係)

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	ふりがな 氏名	住所又は居所

備考

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

別記様式第4号(第6条関係)

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

	現 行	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		
変更しようとする時期		
その他の事務所の所在地		

備考

- 1 「変更の内容」の欄には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の違いを明らかにして記載すること。
- 2 「変更しようとする時期」の欄には、変更しようとする時期を定めている場合のみ記載すること。

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款変更届出書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更年月日		
その他の事務所の所在地		

備考 「変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにして記載すること。

別記様式第6号(第8条関係)

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款変更登記完了届出書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、提出します。

別記様式第7号(第9条関係)

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

事業報告書等提出書

前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、提出します。

別記様式第8号(第10条関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は居所

請求者

氏 名

閲 覧 (謄 写) 請 求 書

第6条
特定非営利活動促進法施行条例 の規定により次のとおり閲覧(謄写)を請求
第11条

します。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
閲覧する書類の名称	
閲覧(謄写)する書類の名称	

備考 不要な部分を線で消すこと。

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

事業の成功の不能 となるに至った 理由及び経緯	
残余財産の処分方法	

別記様式第10号(第12条関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は居所

清算人 氏名

電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第1号(第2号・第4号・第6号)に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
解散の理由	
残余財産の処分方法	

備考 不要な部分を線で消すこと。

別記様式第11号(第13条関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は居所

清算人 氏名

電話番号

清算人就任届出書

次のとおり特定非営利活動法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
清算人の氏名	
清算人の住所又は居所	
清算人の就任した年月日	

年 月 日

真岡市長 様

住所又は居所

清算人 氏名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者の名称	

備考 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、「残余財産の譲渡を受ける者の名称」の欄には、各別に譲渡する財産を記載すること。

別記様式第13号(第15条関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は居所

清算人 氏名

電話番号

清算終了届出書

次の特定非営利活動法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

主たる事務所の所在地

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

合併認証申請書

次のとおり特定非営利活動法人を合併することについて、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証を受けたいので、申請します。

ふりがな 合併後存続する(合併により設立する)特定非営利活動法人の名称	
ふりがな 代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	

備考 不要な部分を線で消すこと。

別記様式第15号(第18条関係)

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	押 出 スタンプ	所 属 職 名 氏 名
		年 月 日 生
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により検査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日		栃木県真岡市長 印

(裏)

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦6cm、横9cmとする。